

県庁前駅屋根防水工事

仕様書

本工事の施工にあたっては下記事項を遵守すること。また、下記の法律、規則、基準についても十分内容を把握して施工すること。

- 1．千葉都市モノレール(株) 社則集(施設・電気編)(構造基準)
- 2．騒音規制法
- 3．振動規制法
- 4．労働安全衛生法

(工事範囲)

本工事は、県庁前駅屋根の雨漏り修繕を行う工事である。

(施工計画書)

この工事の施工に先立ち施工計画書を作成し、工事監督員の承諾を受けること。

(工事の内容)

県庁前駅 屋根片面(東側)シーリング撤去打替え工事

(立会検査)

- 1．各工程ごとに、工事監督員(又は指定した者)による立会検査を受けること。
- 2．材料についても、材料充缶(数量及び検査成績表との適合)、材料空缶(数量確認)検査を受けること。

(諸 届)

- 1．この工事に伴う諸官署その他への手続きは、請負業者の負担において行うこと。
- 2．この工事においては、施工管理者(工事管理者)を置かなければならない。
なお、施工管理者はあらかじめ経歴書を提出し、工事監督員の承諾を受けなければならない。

(打合せ連絡)

- 1．この工事の施工については、監督員及び関係箇所と打合せ連絡を綿密に行い、列車の運行並びに一般旅客公衆に支障・迷惑を及ぼさないよう工事を進めること。
- 2．駅舎への作業員等の入出場は、旅客並びに駅業務に支障を与えないよう十分に配慮すること。
- 3．当該作業着手時と終了時に、駅係員及び施設課へ必ず連絡すること。また、休日と夜間については、駅係員及び施設課ではなく運輸指令(043-287-8210)へ連絡すること。

(騒音防止)

1. この工事にあたっては、騒音規制法に接触しないように騒音防止の措置を講じて作業すること。
2. この工事で使用する発電機については、防音型を使用すること。また、使用する機械についても低騒音型を使用すること。

(監督員の立合い)

監督員が立合いを指示した作業は、監督員の立合いのもとに行わなければならない。

(事故発生の処置)

工事責任者は、作業に関して事故が発生したとき、又はその恐れがあるときは直ちに関係箇所に連絡してその指示を受けると共に、適宜の処置をとらなければならない。

(後かたづけ)

作業の後かたづけは、当該作業が終了の都度、速やかに且つ入念に行うものとする。

以 上